



証券コード7087

第29回 定時株主総会 招集ご通知

■開催日時

2021年6月29日（火曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

■開催場所

大阪市東淀川区東中島1丁目18番22号
新大阪丸ビル別館 2階2-3号室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会へのご出席をお控えいただくこともご検討ください。
- ・株主総会出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

■目次

第29回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件	6
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	9
添付書類	
事業報告	10
連結計算書類	36
計算書類	38
監査報告書	40

株式会社ウイルテック

株主の皆様へ ~ご挨拶~



代表取締役社長

宮城 力

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

当社が昨年3月に上場してから1年余りが経過いたしました。この間、世界的な新型コロナウイルス感染症の急速な拡大に伴い、国内外の経済活動も大幅に抑制され、当社グループの各事業活動におきましても大変難しい舵取りが求められました。しかしながら、それらの影響を一定程度抑制できましたことは、従業員をはじめ、株主の皆様及びお取引先様、関係者の皆様方のご理解、ご協力の賜物と心より感謝申し上げます。

2021年3月期、当社グループでは“withコロナ・afterコロナ”の時代において、長期的かつ持続的な成長の源泉は「人財」であるとする経営理念に沿い、全従業員の「安心・安全」と「安定雇用」の確保を最優先事項として取り組んでまいりました。また、事業活動におきましては、IT技術者派遣企業の子会社化をはじめとしたM&Aなど、将来の事業領域の拡張及び経営基盤強化に向けた投資や活動を積極的に進めてまいりました。

この度のコロナ禍における経済環境の変化の中で得た学びや適応力を次の成長の糧とし、市場ニーズやサプライチェーンの変革にも対応できるよう、グループの「更なる一体感の醸成」と「新たな価値の創造」に邁進し、持続的な成長に向けて精励してまいります。

ここに謹んでご挨拶申し上げますとともに、株主の皆様におかれましては、今後とも、より一層のご指導ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

経営理念

私たちは「人との出会い」を大切に、
共に過ごす時間の中で、共に学び、共に成長しながら
豊かな社会の創造に邁進し、
「笑顔が溢れる社会づくり」に貢献する。

経営方針 千変万化

私たちは変化し続ける社会環境に対して
常に新たな挑戦を行い、お客様に感動を与える事を
使命として活動し続ける

証券コード7087
2021年6月14日

株 主 各 位

大阪市淀川区東三国四丁目3番1号
株式会社ウイルテック
代表取締役社長 宮 城 力

第29回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第29回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面又は電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、その場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、5頁のご案内に従って、2021年6月28日（月曜日）の当社営業時間の終了時（午後5時45分）までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2021年6月29日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時） |
| 2. 場 | 所 | 大阪市東淀川区東中島1丁目18番22号
新大阪丸ビル別館 2階2-3号室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第29期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第29期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |

以 上

- ・本招集ご通知において提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。従いまして、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が監査報告を作成するに際し監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ・株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.willtec.jp/ir/>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

重要 新型コロナウイルス感染リスクに伴う当社対応について

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、株主の皆様の安全確保及び感染拡大防止のため、**可能な限り書面又はインターネットによる議決権の事前行使**をお願い申し上げます。また、当日お受けするご質問とは別に、インターネットにて事前にご質問をお受けいたします。

■事前質問の受付

事前のご質問については、以下のメールアドレス宛に、ご質問事項及び議決権行使書用紙に記載の株主番号、株主様名をご入力いただきメールを送信ください。なお、事前にいただきましたご質問のうち、株主の皆様の関心の高い事項につきましては、後日当社ウェブサイト (<https://www.willtec.jp/ir/>) にてご回答させていただく予定ですが、個別のご回答はいたしかねますので予めご了承ください。

【事前質問受付アドレス】 kabunushisokai@willtec.jp

【受付期間】 2021年6月25日（金曜日）午後5時45分まで

■新型コロナウイルス感染症への対応について

本総会の開催にあたり、新型コロナウイルス感染防止に向けて、当社は以下の対応をとらせていただきますので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

- ・本総会受付にアルコール消毒液をご用意いたしますので、ご使用にご協力ください。
- ・感染予防措置として、役員及び運営スタッフはマスクを着用させていただきます。
- ・本総会にご出席の株主様は、開催日当日における感染症の流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。なお、マスク着用に協力いただけない方や発熱がある方については入場をお断りする場合がございます。
- ・本総会会場内の座席は間隔を空けた配置とさせていただきます。また、その他感染予防のための措置を講じる場合がございますので、その際にご協力のほどお願い申し上げます。
- ・今後、感染症の流行状況により本総会の運営に変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.willtec.jp/ir/>) にてお知らせいたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。後記の株主総会参考書類(5頁～9頁)をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。議決権をご行使いただく方法には、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2021年6月29日(火曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2021年6月28日(月曜日)
午後5時45分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月28日(月曜日)
午後5時45分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
〇〇〇〇〇〇〇 御中
株主総会日 議決権の数 XX股
XXXXXXXXXX月XX日

議決権のご所有株式数	XX株
議決権の数	XX股

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
パスワード XXXXX

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号、第3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に〇印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

◎議決権行使書による議決権行使の際に、各議案に対して賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとさせていただきます。
◎書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いさせていただきます。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

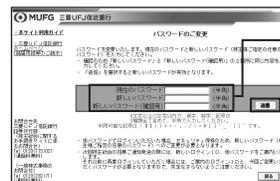
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営方針の一つとして位置付けており、安定的な配当の継続を基本方針としております。

この当社基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当期の業績の状況及び今後の事業展開等を総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金28円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は175,588,000円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月30日といたしたいと存じます。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会及び指名諮問委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	小倉秀司 (1962年10月21日生) 【再任】 【所有する当社の株式数】 2,838,100株 【取締役会への出席状況】 出席21回／開催21回	1992年4月 当社設立 代表取締役社長 2012年6月 当社代表取締役会長 2019年6月 当社取締役会長（現任） 【重要な兼職の状況】 株式会社ヒューマンアシスト 代表取締役社長 株式会社RASアセット 代表取締役社長 【取締役候補者とした理由】 小倉秀司氏は、1992年4月の当社設立から代表取締役等として、当社グループの経営の指揮を執るなどしており、今日までの経営基盤を築いてきた実績及び豊富な経験を当社グループの持続的な成長に活かしていただきたく、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
2	宮城力 (1977年9月17日生) 【再任】 【所有する当社の株式数】 416,000株 【取締役会への出席状況】 出席21回／開催21回	1999年1月 当社入社 2013年1月 当社事業開発部ゼネラルマネジャー 2013年6月 当社取締役 2016年6月 当社専務取締役 2016年10月 当社代表取締役社長（現任） 【重要な兼職の状況】 株式会社ワット・コンサルティング 取締役 デバイス販売テクノ株式会社 取締役 株式会社パートナー 取締役 電子・機械部品製造事業協同組合 代表理事 【取締役候補者とした理由】 宮城力氏は、入社以来、製造現場等での豊富な経験を経営に活かし、今日まで業績の向上に努めるとともに東京証券取引所への上場を果たすなど、当社グループの企業価値向上に多大な功績をあげてまいりました。また、2021年2月より新たに設置した当社指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。これまでの実績や豊富な経験を当社グループの持続的な成長に活かしていただきたく、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
3	の 野 地 恭 雄 (1972年3月14日生) 再任 【所有する当社の株式数】 5,000株 【取締役会への出席状況】 出席21回／開催21回	2006年6月 株式会社ウイルテック九州（現当社）入社 2010年6月 同社大分工場長 2013年6月 当社取締役 2016年6月 当社常務取締役（現任） 2016年10月 当社製造事業本部長 2018年4月 当社マニファクチャリング事業本部長（現任） 兼同事業本部北陸事業部長 【重要な兼職の状況】 重要な兼職はありません。 【取締役候補者とした理由】 野地恭雄氏は、入社以来、製造現場での豊富な経験に加え、当社の工場長を務めるなど、製造現場を熟知するとともに、それを経営全般に活かし、今日までの当社グループの業績向上と発展に貢献してまいりました。同氏の経験と判断力・行動力を当社グループの企業価値向上に活かしていただきたく、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
4	にし たか ひろ 西 隆 弘 (1971年2月9日生) 再任 【所有する当社の株式数】 5,000株 【取締役会への出席状況】 出席21回／開催21回	2002年11月 当社入社 2012年8月 当社事業推進部ゼネラルマネジャー 2013年6月 当社取締役（現任） 2016年10月 当社事業開発部長 2018年4月 当社カスタマーサービス事業本部長（現任） 兼同事業本部カスタマーサービス事業部長 【重要な兼職の状況】 重要な兼職はありません。 【取締役候補者とした理由】 西隆弘氏は、特に事業開発分野において相当の経験・見識を有し、製造請負・製造派遣事業から修理サービス事業まで、顧客の生産性・効率性向上を実現する、当社のビジネスモデルの構築と基盤強化に実績を上げてまいりました。その豊富な経験と実績を活かしていただきたく、さらなる事業の開発等を期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
5	渡邊 剛 (1973年2月12日生) 再任 【所有する当社の株式数】 5,000株 【取締役会への出席状況】 出席21回/開催21回	2003年4月 株式会社ワット・コンサルティング入社 2012年2月 当社管理部長 2013年6月 当社取締役(現任) 2018年4月 当社管理本部長(現任) 【重要な兼職の状況】 株式会社ワット・コンサルティング 取締役 株式会社パートナー 取締役 【取締役候補者とした理由】 渡邊剛氏は、当社グループ会社入社以来、コンストラクションサポート事業の構築と拡大に努め、また、当社の管理部長就任から今日まで、経営全般に関する豊富な経験・実績を活かし、当社グループの企業価値向上に多大な実績を上げてまいりました。その豊富な経験と実績は、当社グループの持続的成長に資するものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
6	石井 秀暁 (1972年12月2日生) 再任 【所有する当社の株式数】 一株 【取締役会への出席状況】 出席21回/開催21回	2015年7月 当社入社 2015年10月 当社取締役(現任) 2018年4月 当社エンジニアリング事業本部長(現任) 【重要な兼職の状況】 電子・機械部品製造事業協同組合 理事 一般社団法人日本生産技能労務協会 理事 【取締役候補者とした理由】 石井秀暁氏は、複数の企業でのエンジニアリングに関する豊富な経験・実績及び知識を有し、エンジニアリング事業本部長等として、当社グループの業績及び企業価値の向上に貢献してまいりました。その豊富な経験・実績等は、今後の新規事業の創造と推進にも資することが期待されることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者小倉秀司氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者が役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであります。各候補者が取締役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該契約は、2021年4月に更新しております。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
しらい かず ま 白井一馬 (1972年6月11日生) 社外 独立 【所有する当社の株式数】 一株	1998年4月 石川公認会計士事務所入所 2003年2月 税理士登録 2003年7月 税理士法人ゆびすい入社 2010年2月 白井一馬税理士事務所開設 所長(現任) 【重要な兼職の状況】 白井一馬税理士事務所 所長 公益財団法人由良大和古代文化研究協会 監事 電子・機械部品製造事業協同組合 監事 【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 白井一馬氏は、税理士としての豊富な経験及び幅広い見識を有しており、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことが期待されるとともに、監査・監督強化に資するものと判断いたしました。なお、同氏は会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により補欠の監査等委員である社外取締役として適任と判断いたしました。

- (注) 1. 白井一馬氏は税理士であり、当社は同氏に対し税理士報酬の支払いをしております。
 2. 白井一馬氏は補欠の社外取締役候補者であります。
 3. 白井一馬氏が監査等委員である取締役に就任することとなった場合、当社は同氏を東京証券取引所の規則に定める独立役員として届け出る予定であります。
 4. 白井一馬氏が監査等委員である取締役に就任することとなった場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
 5. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者が役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであります。白井一馬氏が監査等委員である取締役に就任することとなった場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該契約は、2021年4月に更新しております。

以上

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2020年4月1日～2021年3月31日）における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴う各業種における企業業績の悪化により厳しい状況が続いております。国内の経済活動の先行きにつきましては、製造業における電子部品・デバイスを筆頭とした各品目の需要回復による輸出量の増加を受け外需が改善傾向にあり、新型コロナウイルス感染症のワクチンの実用化が始まる等、経済活動の回復に向けて前進しつつあるものの、国内におけるワクチンの普及の遅れや、外出自粛ムードの継続による個人消費の低迷の長期化が見込まれていることから、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

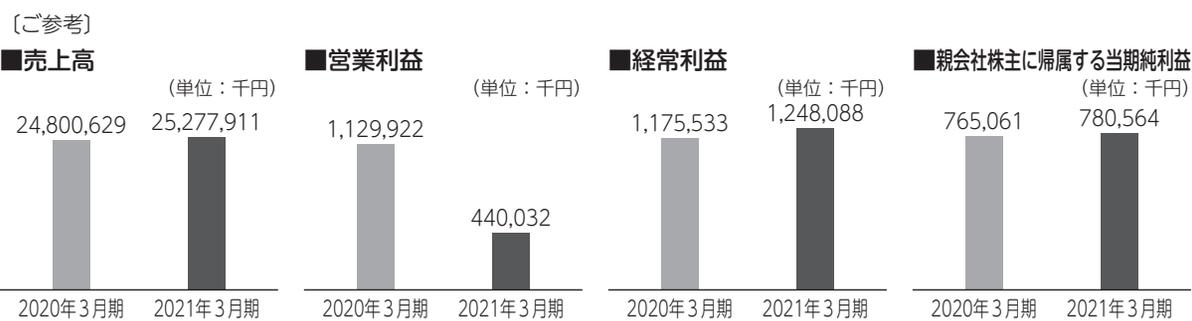
こうした経済情勢にあって、当社グループを取り巻く事業環境は、情報通信機械器具分野においては、新型コロナウイルス感染症の流行による企業や学校におけるリモート化の浸透に加え、新内閣による2021年を目標としたデジタル庁の創設に関する方針発表の後押しもあり、公共・民間ともにデジタル・トランスフォーメーション（DX）推進の動きがより一層加速しております。

このような状況の下、当社グループはお客様と従業員の安全を第一に、地域や政府の規制及びガイドラインに基づいた感染防止対策の徹底、並びに社内におけるソーシャルディスタンスの確保、テレワークや時差出勤の実施、Web会議等の活用により通常稼働の維持に努めるとともに、厳しい環境においてもグループ従業員の雇用維持と育成に取り組み、雇用調整助成金の活用や、積極的な営業活動の推進、コスト管理の徹底と経営の効率化を一層推し進めることにより、経営成績の確保に努めました。

また、2020年12月1日にIT技術者派遣事業を営む株式会社パートナーの全株式を取得し、当社の完全子会社としました。当社グループの既存顧客や新規開拓先に対しシステム開発提案等の新たな営業機会を創出するとともに、採用支援システム等のリソースの共有や人材交流によるシナジー効果を発揮することで、事業の多様化と効率化を図ってまい

ります。

その結果、当連結会計年度における売上高は25,277,911千円（前期比1.9%増）、営業利益は440,032千円（同61.1%減）、経常利益は1,248,088千円（同6.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は780,564千円（同2.0%増）となりました。



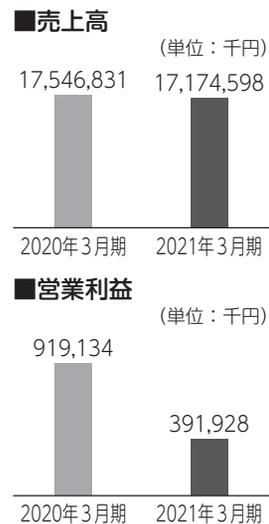
セグメントごとの業績（内部売上を含む。）は、次のとおりであります。

〔マニュファクチャリングサポート事業〕

当セグメントにおいては、当社が、製造請負・製造派遣事業、機電系技術者派遣事業及び修理サービス事業を営んでおります。

製造請負・製造派遣事業及び機電系技術者派遣事業においては、テレワーク需要の拡大に起因したIoT及び5G設備関連等の受注等の増加があり情報通信機械器具分野は前連結会計年度から好調に推移いたしました。電子部品・デバイス関連分野及び輸送機器製造分野においては半導体の不足等の影響を受けたことにより上期で受注が大きく減少いたしました。また、事業全体の受注は下期において前年同期並みに持ち直したものの、新型コロナウイルス感染症の影響により新卒者の配属が遅れたことや、海外の出入国の規制による受注減少や休業の発生等の理由もあり、年間の受注は低調に推移いたしました。その結果、売上高は17,174,598千円（前期比2.1%減）となり、営業利益は391,928千円（同57.4%減）となりました。連結売上高に占める当セグメントの売上高（内部売上を除く。）の比率は68.0%となり、前期に比べ2.7ポイント低下いたしました。

〔ご参考〕

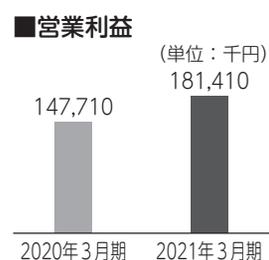
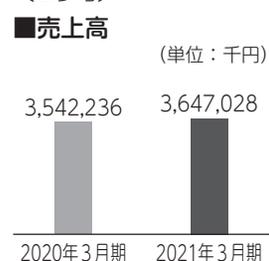


〔コンストラクションサポート事業〕

当セグメントにおいては、株式会社ワット・コンサルティングが、建設系技術者派遣事業を営んでおります。

建設系技術者派遣事業においては、公共投資は堅調に推移し、新型コロナウイルス感染症に比較的左右されづらい事業への設備投資等はあるものの、先行きの不透明感から企業の慎重な投資姿勢により民間設備投資は減少傾向となりました。また、建築分野は新規着工の時期変更や見合わせにより人材需要が減少いたしました。建築設備分野において、建設市場の縮小傾向のなかでも慢性的な人材不足により人材需要は好調に推移いたしました。その結果、売上高は3,647,028千円（前期比3.0%増）、営業利益は181,410千円（同22.8%増）となりました。連結売上高に占める当セグメントの売上高の比率は14.4%となり、前期に比べ0.1ポイント上昇いたしました。

〔ご参考〕

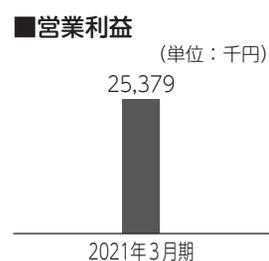
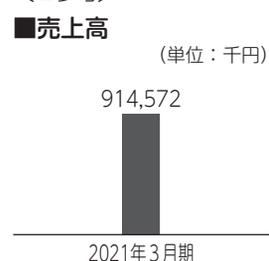


〔ITサポート事業〕

当セグメントにおいては、株式会社パートナーが、IT技術者派遣事業を営んでおります。

IT技術者派遣事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響による、新卒者の配属が遅れているものの、システムインテグレーション分野において高い技能と経験を持つエンジニアが、多種多様な要望に迅速に対応し、顧客から高い評価を受け受注は好調に推移いたしました。2020年12月1日～2021年3月31日のみの期間ではありますが、売上高は914,572千円となり、営業利益は25,379千円となりました。連結売上高に占める当セグメントの売上高の比率は3.6%となりました。

〔ご参考〕

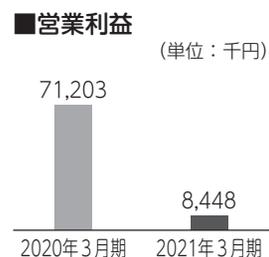
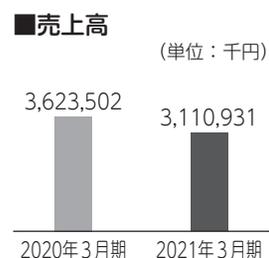


[EMS 事業]

当セグメントにおいては、デバイス販売テクノ株式会社、受託製造事業及び電子部品卸売事業を営んでおります。

受託製造事業及び電子部品卸売事業においては、新型コロナウイルス感染症による継続的な市場の低迷等による生産縮小が続き、特に設備関連（物流・医療用機器・繊維機械・工作機械）の在庫調整が長期化したことによる影響により受注が低調に推移いたしました。その結果、売上高は3,110,931千円（前期比14.1%減）となり、営業利益は8,448千円（同88.1%減）となりました。連結売上高に占める当セグメントの売上高の比率は12.3%となり、前期に比べ2.3ポイント低下いたしました。

〔ご参考〕

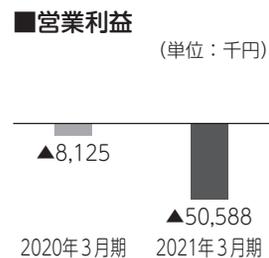
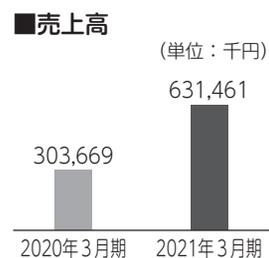


[その他]

報告セグメントに含まれない事業として、OA機器の買取・販売事業、障がい者支援事業、畜産業及び海外事業を営んでおります。

売上高は631,461千円（前期比107.9%増）、営業損失は50,588千円（前期は8,125千円の営業損失）となりました。連結売上高に占めるその他の売上高（内部売上を除く。）の比率は1.7%となり、前期に比べ1.3ポイント上昇いたしました。

〔ご参考〕



招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

② 設備投資の状況

当社グループの当連結会計年度における有形固定資産のほか、無形固定資産を含んだ設備投資額は97,399千円であり、その主な内訳は、拠点移設に伴う内装費等及びソフトウェア等への投資であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として700千円及び新株予約権の行使により56,100千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当連結会計年度において株式会社サンプラン及び株式会社パートナーの全株式を取得し、両社を当社の完全子会社といたしました。

なお、前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社宮崎ウイルファームについては、当連結会計年度において清算し、同社は当社の子会社ではなくなりました。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 26 期 (2018年3月期)	第 27 期 (2019年3月期)	第 28 期 (2020年3月期)	第 29 期 (2021年3月期) (当連結会計年度)
売 上 高(千円)	20,001,644	22,899,832	24,800,629	25,277,911
経 常 利 益(千円)	994,156	939,870	1,175,533	1,248,088
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	746,533	649,625	765,061	780,564
包 括 利 益(千円)	746,533	648,106	763,436	779,842
1株当たり当期純利益(円)	156.76	126.76	146.14	125.56
総 資 産(千円)	9,099,528	9,711,788	11,011,641	12,291,758
純 資 産(千円)	4,099,345	4,679,801	6,225,878	6,877,940
1株当たり純資産額(円)	799.87	913.13	1,027.63	1,096.79
自 己 資 本 比 率 (%)	45.1	48.2	56.5	56.0%

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
 3. 当社は、2019年9月19日開催の取締役会決議に基づき、2019年10月16日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。第26期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
 4. 当社においては、第27期までは会社法上の連結計算書類は作成しておりませんでした。株主に対する情報提供の観点等を踏まえ、第26期と第27期は参考値として連結会計上の数値を記載しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 26 期 (2018年3月期)	第 27 期 (2019年3月期)	第 28 期 (2020年3月期)	第 29 期 (2021年3月期) (当事業年度)
売 上 高(千円)	11,427,831	16,022,071	17,546,831	17,174,929
当 期 純 利 益(千円)	458,272	429,847	686,016	634,922
1 株当たり当期純利益 (円)	96.23	83.87	131.04	102.13
総 資 産 (千円)	5,687,656	6,694,548	7,686,743	9,259,385
純 資 産 (千円)	2,479,990	2,842,188	4,310,844	4,817,987
1 株当たり純資産額 (円)	483.90	554.57	711.54	768.30

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
 3. 当社は、2019年9月19日開催の取締役会決議に基づき、2019年10月16日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。第26期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況 (2021年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ワット・コンサルティング	50,000 千円	100.0 %	コンストラクションサポート事業
デバイス販売テクノ株式会社	98,000	100.0	EMS事業
株式会社パートナー	10,000	100.0	ITサポート事業
株式会社サザンプラン	50,000	100.0	その他 (OA機器の買取・販売事業)
株式会社ウイルハーツ	10,000	100.0	その他 (障がい者支援事業)
WILLTEC VIETNAM Co.,Ltd.	5,992,081 千ドン	100.0	その他 (海外事業)
WILLTEC MYANMAR Co.,Ltd.	270 千米ドル	100.0	その他 (海外事業)

(注) 1. 株式会社宮崎ウイルファームは、2021年3月31日付で清算いたしました。
2. 当事業年度の末日において特定完全子会社はありません。

③ 重要な企業結合等の状況

- 1) 株式会社サザンプランの全株式を2020年6月23日付で取得いたしました。
- 2) 株式会社パートナーの全株式を2020年12月1日付で取得いたしました。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

(4) 対処すべき課題

当社グループにおきましては、以下の事項を経営上の重点課題としております。

① 感染症への対応

新型コロナウイルス感染症はいまだ世界中で猛威を振り続けており、明確な打開策が見いだせない現状において、その影響はまだまだしばらく続くものと予測されます。そのような環境の中、当社グループは成長の源泉である「人財」を守るため、全従業員の雇用維持を最優先事項と捉え、社員が安心して働き続けられるよう、財務及び制度の両面に対策を講じてまいりました。財務面では、金融機関から一部借入を行うことで手元キャッシュを充実させ、より機動的な運営が可能となるよう財務調整を進めてまいりました。また、制度面につきましても、待機休業中においても一定の給料保障を行うとともに、間接部門においてはテレワークを積極的に推進するなど、災害事態時においても安定的な事業継続が可能な危機管理体制を整備しました。

② 人材の確保と育成

現在、我が国では少子高齢化による労働人口の減少により、多くの産業で労働力不足が問題化しています。昨年からのコロナ禍において有効求人倍率は若干低下傾向を示したものの、夏以降製造業は回復の兆しを見せはじめ、今後、多くの産業で人材確保が困難な状況が続くものと推察されます。

このような市場変化に対応すべく、当社グループは業容の拡大とともに十分な人材の確保とキャリア形成を重要課題と認識し、採用システムの改善とともに、採用後も段階的、継続的にキャリアアップが可能な教育体制の強化を進めております。具体的には、自社求人サイトをはじめとした多様な採用チャンネルを駆使し、24時間365日対応の採用システムやWeb面接の実施を推進し、応募案件以外にも要件が近い複数の案件を提案するなど、応募機会の創出に取り組んでいます。また、採用後のフォロー体制として、資格を持ったキャリアコンサルタントによる細やかなカウンセリングや、グループ内での職種転換を可能にするジョブポスティング制度によって定着率の向上に取り組み、継続して最適な人材育成体制の構築と研鑽に努めてまいります。

③ 顧客業種の拡大

2021年3月期の連結売上高構成比は、マニファクチャリングサポート事業68.0%、コンストラクションサポート事業14.4%、ITサポート事業3.6%（2020年12月より連結対象）、EMS事業12.3%であります。中核であるマニファクチャリングサポート事業におきましては、特定業界の景気変動による業績への影響を抑制するため、新規顧客開拓及び未進出地域へのエリア開拓に努め、事業のさらなる安定性を高めてまいります。

また、その他主要3事業に関しまして、コンストラクションサポート事業及びITサポート事業につきましては、継続的に技術者の需要が高いことが見込まれることから、市場ニーズをとらえた教育プログラムを構築し、高付加価値人材の育成と積極的な営業展開を進めてまいります。EMS事業につきましては、当社グループの強みである「自社工場機能」及び「開発・設計技術」を活かし、製造受託から顧客のファブレス化支援の提案営業を強化してまいります。

各事業相互の緊密な連携によりグループシナジーを創出し、一層の事業基盤の強化と業績の向上に努めてまいります。

(5) 企業集団の主要な事業内容 (2021年3月31日現在)	
事業区分	事業内容
製造請負・製造派遣事業	主にスマートフォン、車載機器向け関連の半導体分野等の製造サポート
機電系技術者派遣事業	自動車関連、産業機械・装置メーカー、民生機器メーカー等の機械、電気・電子、組込・制御等の開発、設計技術サポート
修理サービス事業	機器の修理サービス及び機器の調達・輸送・組立設置サービス
建設系技術者派遣事業	建設系技術者の派遣・人材紹介及び建築・建築設備の図面受託と工事請負
受託製造事業	各種制御機器、FA機器、電源装置など産業機器分野での受託製造
電子部品卸売事業	主に産業機器向けの各種デバイス商品及び省エネ支援機器の販売
ITサポート事業	ソフトウェア開発・保守、インフラ構築・運用、ユーザーサポート
OA機器販売事業	OA機器の買取・販売
(6) 企業集団の主要な拠点等 (2021年3月31日現在)	
名称	所在地
当 社	本社 大阪市淀川区東三国四丁目3番1号 他、 オフィス5ヶ所、サポートセンター18ヶ所、サービスセンター2ヶ所、研修センター2ヶ所、キャリア開発センター1ヶ所、技能トレーニングセンター1ヶ所、工場2ヶ所
株式会社ワット・コンサルティング	東京都中央区 他
デバイス販売テクノ株式会社	東京都大田区 他
株式会社パートナー	東京都中央区 他
株式会社サザンプラン	東京都新宿区 他
株式会社ウイルハーツ	大阪市淀川区 他
WILLTEC VIETNAM Co.,Ltd.	ベトナム国ハノイ市
WILLTEC MYANMAR Co.,Ltd.	ミャンマー国ヤンゴン市

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業セグメント	使用人数	前連結会計年度末比増減
マニファクチャリングサポート事業	4,104名	+51名
コンストラクションサポート事業	704名	△1名
I T サポート事業	320名	+320名
E M S 事業	115名	+2名
その他の事業	103名	+50名
合計	5,346名	+422名

(注)上記使用人数は、就業人数であり、契約社員及びパートタイマーを含んでおります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4,104名	+51名	38歳7ヶ月	4年4ヶ月

(注)上記使用人数は、就業人数であり、契約社員及びパートタイマーを含んでおります。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第 5 回 新 株 予 約 権	第 6 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日	2018年3月30日	2019年3月28日
新 株 予 約 権 の 数	35,000個	68,650個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 175,000株 (新株予約権1個につき5株)	普通株式 343,250株 (新株予約権1個につき5株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額	新株予約権1個当たり 1,320円 (1株当たり264円)	新株予約権1個当たり 4,400円 (1株当たり880円)
権 利 行 使 期 間	2020年4月1日から 2028年3月30日まで	2021年4月1日から 2028年3月31日まで

		第 5 回 新 株 予 約 権	第 6 回 新 株 予 約 権
行 使 の 条 件		① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 ② 各新株予約権 1 個当たりの一部行使はできないものとする。 ③ 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。 ④ 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使するものができるものとする。 ⑤ 新株予約権（当社が新株予約権者に対して付与する租税特別措置法第29条の2の規定を受ける他の新株予約権を含む）の行使に係る行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が1,200万円を超えないこと。 ⑥ 権利行使により取得した当社の普通株式は、次条第2項により当社が別途指定する証券会社に開設される新株予約権者名義の振替口座簿への記載もしくは記録がされること。 ⑦ 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。	① 当社株式が日本国内の証券取引所に上場された場合に限り、本新株予約権を行使することができる。 ② 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、監査役もしくは従業員の地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合と取締役会が認めた場合はこの限りではない。 ③ 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ④ 本新株予約権者が死亡した場合で、取締役会が相当と認めるときは、その相続人が本新株予約権を行使することができるものとする。 ⑤ 本新株予約権の割当日である2019年3月29日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日までの間は、本件新株予約権の全部又は一部を第三者に譲渡しないものとする。
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く)	新株予約権の数 35,000個 目的となる株式数 175,000株 保有者数 3人	新株予約権の数 11,000個 目的となる株式数 55,000株 保有者数 5人
	社 外 役 取 締 役	新株予約権の数 - 個 目的となる株式数 - 株 保有者数 - 人	新株予約権の数 - 個 目的となる株式数 - 株 保有者数 - 人
	取 締 役 (監 査 等 委 員)	新株予約権の数 - 個 目的となる株式数 - 株 保有者数 - 人	新株予約権の数 3,000個 目的となる株式数 15,000株 保有者数 3人

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況		
① 取締役の状況 (2021年3月31日現在)		
会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	小 倉 秀 司	株式会社ヒューマンアシスト 代表取締役社長 株式会社RASアセット 代表取締役社長
代 表 取 締 役 社 長	宮 城 力	株式会社ワット・コンサルティング 取締役 デバイス販売テクノ株式会社 取締役 株式会社パートナー 取締役 電子・機械部品製造事業協同組合 代表理事
常 務 取 締 役	野 地 恭 雄	マニュファクチャリング事業本部長
取 締 役	西 隆 弘	カスタマーサービス事業本部長
取 締 役	渡 邊 剛	管理本部長 株式会社ワット・コンサルティング 取締役 株式会社パートナー 取締役
取 締 役	石 井 秀 暁	エンジニアリング事業本部長 電子・機械部品製造事業協同組合 理事 一般社団法人日本生産技能労務協会 理事
監査等委員である取締役 (常 勤)	京 崎 利 彦	株式会社ワット・コンサルティング 監査役 デバイス販売テクノ株式会社 監査役 株式会社ウイルハーツ 監査役 株式会社サザンプラン 監査役 株式会社パートナー 監査役 WILLTEC VIETNAM Co.,Ltd. 監査役
監査等委員である取締役 (社 外 取 締 役)	麻 田 祐 司	株式会社ブレインアシスト 代表取締役社長 株式会社RMJホールディングス 取締役 株式会社SERIOホールディングス 取締役 (監査等 委員) 株式会社アメフレック 取締役
監査等委員である取締役 (社 外 取 締 役)	見 宮 大 介	弁護士法人御堂筋法律事務所 パートナー ナツメアタリ株式会社 社外監査役

(注) 1. 監査等委員である取締役の麻田祐司氏及び見宮大介氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 監査等委員である取締役の麻田祐司氏及び見宮大介氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3. 監査等委員である取締役の麻田祐司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 監査等委員会の監査・監督機能の実効性を確保するため、取締役 (監査等委員である取締役を除く) 及び使用人等からの情報収集並びに重要な社内会議での情報共有を行うべく、京崎利彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員である取締役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

1) 被保険者の範囲

当社及び当社の全ての子会社の全ての取締役

2) 保険契約の内容の概要

被保険者が1)の会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、当該保険の契約期間は1年間で、2021年4月に契約を更新しており、保険料は全額当社が負担しております。

④ 当事業年度に係る取締役の報酬等

1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

2021年2月18日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

イ. 決定方針の内容の概要

I. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の決定に際しては、経営等に対する責任の範囲・大きさを踏まえ、職責に応じた固定報酬としての基本報酬を支払うものとする。

II. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

- Ⅲ. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の種類別の報酬割合については、固定報酬が個人別の報酬等の額の全部を占めることとする。
- Ⅳ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。
- ウ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項
当事業年度における取締役の個人別の報酬額の内容は、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長宮城力が決定しております。その権限の内容は各取締役の基本報酬配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社を取り巻く経営環境に鑑みて事業の業績を考察し、組織として各部署の機能を考慮した上で、各取締役の担当職務や成果を評価するには代表取締役社長が適任であるためです。
- エ. 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
株主総会で承認された総額の範囲内で、監査等委員会の同意を得て、客観性を確保したうえで取締役会決議に基づき代表取締役社長に取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬の額の決定を委任いたしましたので、決定方針に沿うものであると判断しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

2) 取締役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の総額 (基本報酬)
取締役 (監査等委員である取締役を除く)	6名	72,900千円
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	3名 (2名)	20,400千円 (12,000千円)
合 計 (うち社外取締役)	9名 (2名)	93,300千円 (12,000千円)

- (注) 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額は、2018年6月22日開催の第26回定時株主総会において、年額300,000千円以内(使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まない。)と決議をいただいております。なお、当該定時株主総会終了時の取締役(監査等委員である取締役を除く)は6名であります。
2. 上記の報酬等の総額のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額として39,240千円を支給しており、支給対象者は3名であります。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2018年6月22日開催の第26回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議をいただいております。なお、当該定時株主総会終了時の監査等委員である取締役は3名であります。

⑤ 社外役員に関する事項

1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査等委員である取締役の麻田祐司氏は、株式会社ブレインアシスト代表取締役社長、株式会社RMJホールディングス取締役、株式会社SEIOホールディングス取締役（監査等委員）及び株式会社アメフレック取締役を兼務しております。なお、当社と当該法人等との間には特別の関係はありません。

監査等委員である取締役の見宮大介氏は、弁護士法人御堂筋法律事務所のパートナー及びナツメアタリ株式会社社外監査役を兼務しております。当社は、弁護士法人御堂筋法律事務所と顧問契約を締結しております。なお、当社とナツメアタリ株式会社との間には特別の関係はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況、発言状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
監査等委員である 取 締 役 (社外取締役)	麻 田 祐 司	麻田裕司氏は、上場企業の取締役等を歴任した経験や公認会計士としての幅広い見識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待しておりましたところ、当事業年度に開催された取締役会21回の全て及び監査等委員会13回の全てに出席し、当該幅広い知見に基づき、議案・審議等についての発言を行っていただいたほか、取締役や主要な役職員と面談し、これらの場において、当社の経営に対する有用な助言、その他必要な発言を積極的に行うなど、適切な役割を果たしていただいております。
監査等委員である 取 締 役 (社外取締役)	見 宮 大 介	見宮大介氏は、弁護士としての豊富な専門知識、経験に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待しておりましたところ、当事業年度に開催された取締役会21回の全て及び監査等委員会13回の全てに出席し、当該幅広い知見に基づき、議案・審議等についての発言を行っていただいたほか、取締役や主要な役職員と面談し、これらの場において、当社の経営に対する有用な助言、その他必要な発言を積極的に行うなど、適切な役割を果たしていただいております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,180千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,180千円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な書類を入手し、報告を受けたうえで、監査方針、監査計画の内容を確認した結果、監査の実効性や品質を維持するために、一般的相場に照らし妥当であると判断したため、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、当社及びその子会社から成る企業集団(以下「ウイルテックグループ」という。)の業務の適正性を確保し、企業理念実現に向けた経営基盤を構築するため、関連諸法令等を踏まえ、以下のとおり「グループ基本方針」を定めております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は法令、定款及び社会規範の遵守を経営の根幹におき、ウイルテックグループに於ける従業員のコンプライアンスの取組みについて必要な事項を定めたコンプライアンス規程を定め、徹底と継続的改善を図るため、代表取締役社長が指名した者を委員長として「コンプライアンス委員会」を設置し、法令の遵守、倫理感の醸成及び全社的なリスク管理に係る方針を定め、コンプライアンス体制の維持、向上を図ります。
- 2) 当社はウイルテックグループに於ける法令違反行為、その他コンプライアンスに関する問題の早期発見と未然防止を図ることを目的としてグループ内部通報制度を整備し、内部通報窓口を設置して問題の早期発見と是正を図ります。
- 3) 当社の内部監査部門は、ウイルテックグループに於ける法令の遵守、倫理感の醸成及び全社的なリスク管理の状況を監査し、これらの活動を社長へ報告し、監査時の課題や問題等について情報の共有を図るため、監査等委員会と情報連絡会を開催します。

② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は取締役会及び経営会議を定期的で開催し、経営の執行方針、経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督します。また、取締役会規程、経営会議規程、職務権限規程、業務分掌規程等の社内規程を整備し、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築し、グループウェアの決裁システム導入により意思決定の迅速化を図ります。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は法令・社内規程に基づき文書等の保存を行います。また、情報セキュリティ管理規程、個人情報管理規程、特定個人情報等管理規程を定め、適切な情報の管理を行います。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、ウイルテックグループの経営活動上のリスクマネジメント体制を整備、構築するための方針を経営危機管理規程に規定し、これに基づいて経営活動上のリスクを認識します。また、経営危機の発生時、直ちに社長が対策本部を設置し、統括して危機管理にあたり、直後の取締役会へ報告します。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社は、当社及びウイルテックグループの基本活動の策定に於ける基本事項を経営活動基本規程に定め、その遂行により会社利益の増大を図るとともに法令遵守及び高い倫理観と良識ある行動により社会から信頼、評価されるように努め、会社の安定と永続的な発展に資することを目的とします。
- 2) 当社は、ウイルテックグループとしてのC S R基本方針、環境方針、行動規範を定め、コンプライアンスや情報セキュリティ等の理念の統一を保持します。
- 3) 当社は、ウイルテックグループの発展と相互の利益の促進のため、ウイルテックグループに関する管理方針、管理組織について定めることを目的に関係会社管理規程を定め、ウイルテックグループの管理に関する業務については、社長及び社長が任命する管理担当者が担当し、実務については各担当部署が行います。管理担当者は、ウイルテックグループを管理するため定められた経営・財務等に関する業務を処理するほか、ウイルテックグループに関する最新の情報を収集して整理保管し、必要に応じてその情報を関係者に提供します。ウイルテックグループの経営・財務等に関する重要な事項については当社報告事項とするとともに、重要な意思決定については当社承認事項とすることで、適切な経営管理を行います。
- 4) 当社が設置する内部通報窓口は、国内外ウイルテックグループ全ての役員及び使用人が利用可能とし、ウイルテックグループにおける法令違反行為、その他コンプライアンスに関する問題の早期発見・未然防止を図ります。

⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- 1) ウイルテックグループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行います。
- 2) ウイルテックグループ各部門自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めます。

⑦ 内部監査の実効性を確保するための体制

当社は、ウイルテックグループ会社各部門の内部監査の実効性を確保するため、被監査組織に対して独立したウイルテックグループの内部監査に関する統括部署を設置するとともに、ウイルテックグループの内部監査に関する基本方針を定め、必要な体制を整備します。

- ⑧ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1) 監査等委員会事務局を設置し、監査等委員会の招集事務、議事録の作成、その他監査等委員会運営に関する事務は監査等委員スタッフ等の監査等委員の職務を補助すべき使用人がこれにあたります。
 - 2) 監査等委員会の補助すべき使用人の人事異動及び考課等、人事権に係る事項の決定については、予め常勤監査等委員に同意を求めることによって、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性を確保します。
- ⑨ 監査等委員会への報告及び報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 1) 監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議のほか監査等委員が必要と判断した会議又は委員会等に出席し、報告を受けます。
 - 2) 取締役（監査等委員を除く）及び使用人は、監査等委員会が求める重要な事項について、速やかに監査等委員会に報告を行います。
 - 3) 取締役（監査等委員を除く）、使用人及びウイルテックグループの役職員は、ウイルテックグループ内の各種社内会議で業務執行に関し、監査等委員会にコンプライアンス、リスク管理等に関する報告・相談を直接行います。
 - 4) 監査等委員会は、定期的に代表取締役との意見交換会を開催し、必要に応じ使用人との連絡会を開催し報告を受けることができます。
 - 5) 使用人は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合、又は業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応します。
 - 6) 監査等委員会に報告・相談を行った取締役（監査等委員を除く）及び使用人もしくはウイルテックグループの役職者に対し、報告・相談を行ったことを理由とする不利益な取扱いを禁止します。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員会は、監査費用の予算、選定監査等委員が行う職務の遂行に関する事項など監査等委員がその職務を遂行するうえで必要と認めた事項について決議します。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査等委員会は、策定した「監査等委員会監査等基準」に定める監査等委員会監査の重要性、有用性を十分認識し、監査等委員会監査の環境整備を行います。
- 2) 監査等委員会は、取締役及び支配人その他の使用人に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求め、又は会社の業務及び財産の状況の調査をする選定監査委員を定め、監査への協力を指示することができます。
- 3) 監査等委員会は、ウイルテックグループ各社に対して事業の報告を求め、又はそのウイルテックグループ各社の業務及び財産の状況の調査を行う選定監査委員を定め、監査への協力を指示することができます。
- 4) 監査等委員会は会計監査人に対して、その監査に関する事項の報告を求める選定監査等委員を定め、業務の品質及び効率を高めるため、情報・意見交換等の緊密な連携を図ります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 業務執行の効率性の向上に関する取組み

原則月1回開催する取締役会と経営会議に加え、グループ会社とのグループ報告会を毎月開催し、当社グループ全体の業務執行についての効率性向上と迅速化を図りました。

② コンプライアンスに関する取組み

コンプライアンス規程に則り、コンプライアンス委員会を設置し、体制の構築、整備を行いました。また、CSRや安全衛生の継続的な研修の実施により、コンプライアンス意識の醸成を図っております。

社内通報規程に基づき社内通報制度を運用しており、問題の早期発見と改善処置に取り組んでおります。

③ 内部監査に関する取組み

内部監査室が、年間の監査計画に基づき当社各部門及び国内外のグループ会社について内部監査を実施しました。

④ 監査等委員会に関する取組み

監査等委員は、取締役会のほか、重要会議に出席し、業務執行状況の報告を受け、内容につき監督を行いました。グループ会社への監査活動として、四半期レビューを実施しました。また、海外グループ会社の視察報告を受け、内容につき監督を行いました。その他、内部統制システム基本方針の内容を審議しました。

⑤ 損失の危険の管理に関する取組みの状況

経営危機管理規程に基づく体制を構築し、事故や災害等の企業価値を損なうような不測の危機に対応出来るようにしています。

情報セキュリティ管理規程を制定し、情報セキュリティ委員会を立ち上げ、会議を2ヶ月に1回開催し、情報システムに関する情報セキュリティ等について審議しました。

自然災害発生時の対応として、安全衛生委員会が主導し、当社グループ全体で年2回の避難訓練を実施しました。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社では、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。しかしながら、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するためには、重要な事項であることから、適宜対応してまいります。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループの配当方針は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして考えております。

将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、時局に即応した配当を還元していくことを原則とし、連結配当性向は30%を目安に中間配当と期末配当の年2回の配当により株主の皆様へ安定した利益還元を継続することを基本方針としております。

上記の方針に基づき、2021年3月期の期末配当金につきましては、1株当たり28円を第29回定時株主総会にご提案いたします。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,599,683	流動負債	4,238,519
現金及び預金	4,547,104	買掛金	345,596
受取手形及び売掛金	3,736,723	電子記録債務	111,088
電子記録債権	559,009	短期借入金	614,356
商品及び製品	152,895	未払法人税等	335,420
仕掛品	23,736	賞与引当金	148,699
原材料及び貯蔵品	148,339	未払費用	1,635,476
その他	461,213	その他	1,047,882
貸倒引当金	△29,337	固定負債	1,175,298
固定資産	2,692,074	社債	30,000
有形固定資産	771,129	長期借入金	533,340
建物及び構築物	229,537	繰延税金負債	40,126
機械装置	122,532	退職給付に係る負債	368,581
土地	399,159	その他	203,250
その他	19,900	負債合計	5,413,817
無形固定資産	978,401	(純資産の部)	
のれん	724,003	株主資本	6,881,806
その他	254,398	資本金	126,050
投資その他の資産	942,543	資本剰余金	829,660
投資有価証券	59,255	利益剰余金	5,926,095
繰延税金資産	571,764	その他の包括利益累計額	△3,865
その他	325,731	為替換算調整勘定	△1,837
貸倒引当金	△14,206	退職給付に係る調整累計額	△2,027
資産合計	12,291,758	純資産合計	6,877,940
		負債・純資産合計	12,291,758

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自：2020年4月1日)
(至：2021年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		25,277,911
売上原価		21,656,661
売上総利益		3,621,249
販売費及び一般管理費		3,181,217
営業利益		440,032
営業外収益		
受取利息	227	
受取配当金	692	
助成金収入	803,934	
その他	15,116	819,970
営業外費用		
支払利息	4,422	
持分法による投資損失	1,356	
売却引	1,847	
その他	4,287	11,914
経常利益		1,248,088
特別損失		
減損損失	8,747	8,747
税金等調整前当期純利益		1,239,341
法人税、住民税及び事業税	481,564	
法人税等調整額	△22,787	458,777
当期純利益		780,564
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		780,564

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,924,739	流動負債	2,785,807
現金及び預金	2,944,668	短期借入金	614,356
売掛金	2,325,442	1年内償還予定の社債	68,000
電子記録債権	368,614	未払費用	1,253,279
商 品	8,722	未払法人税等	199,557
貯 蔵 品	272	預 り 金	68,830
前 払 費 用	167,605	賞 与 引 当 金	49,372
そ の 他	125,112	そ の 他	532,411
貸 倒 引 当 金	△15,700	固 定 負 債	1,655,590
固 定 資 産	3,334,645	社 債	30,000
有 形 固 定 資 産	378,097	長 期 借 入 金	1,433,340
建 物	112,341	そ の 他	192,250
機 械 及 び 装 置	762	負 債 合 計	4,441,397
車 両 運 搬 具	0	(純資産の部)	
工 具、器 具 及 び 備 品	6,278	株 主 資 本	4,817,987
土 地	258,715	資 本 金	126,050
無 形 固 定 資 産	93,048	資 本 剰 余 金	829,660
ソ フ ト ウ エ ア	56,683	資 本 準 備 金	153,901
そ の 他	36,364	そ の 他 資 本 剰 余 金	675,759
投 資 そ の 他 の 資 産	2,863,499	利 益 剰 余 金	3,862,276
投 資 有 価 証 券	59,255	利 益 準 備 金	1,700
関 係 会 社 株 式	2,426,813	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,860,576
出 資 金	11	特 別 償 却 準 備 金	3,576
関 係 会 社 出 資 金	29,107	別 途 積 立 金	35,000
破 産 更 生 債 権 等	12,392	繰 越 利 益 剰 余 金	3,822,000
長 期 前 払 費 用	2,629	純 資 産 合 計	4,817,987
繰 延 税 金 資 産	140,470	負 債 ・ 純 資 産 合 計	9,259,385
そ の 他	205,212		
貸 倒 引 当 金	△12,392		
資 産 合 計	9,259,385		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自：2020年4月1日)
(至：2021年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		17,174,929
売上原価		14,797,098
売上総利益		2,377,830
販売費及び一般管理費		2,000,296
営業利益		377,534
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	107,448	
その他	531,180	638,629
営業外費用		
支払利息	4,236	
その他	1,659	5,896
経常利益		1,010,267
特別利益		
関係会社清算益	10,000	10,000
特別損失		
関係会社債権放棄損	67,601	
減損損失	8,747	76,349
税引前当期純利益		943,918
法人税、住民税及び事業税	284,513	
法人税等調整額	24,482	308,995
当期純利益		634,922

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社ウイルテック
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 俣野 広行 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 三宅 潔 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ウイルテックの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウイルテック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

招集通知
株主総会参考書類
事業報告
計算書類
監査報告

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社ウイルテック
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 俣野 広行 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 三宅 潔 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ウイルテックの2020年4月1日から2021年3月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第29期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている会社の内部統制に係る体制全般について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会の監査等基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、電話回線、又はインターネット等を経由した手段も活用しながら会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、新型コロナウイルスに対して、初動対応も含め取締役により事業継続とグループ従業員の安全確保のために、適切な対応がとられており指摘する事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月12日

株式会社ウイルテック 監査等委員会

常勤監査等委員 京 崎 利 彦 ㊞

監 査 等 委 員 麻 田 祐 司 ㊞

監 査 等 委 員 見 宮 大 介 ㊞

(注) 監査等委員麻田祐司及び見宮大介は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

